

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金Q&A

【補助金の目的】

ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金は、市内の未導入事業所におけるシステム導入を促進し、事業所間の円滑な情報連携を実現することを目的としています。

本補助金の趣旨をご理解いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

No.	項目	質問	回答
1	対象事業者	どのような事業所が対象になるか。	八王子市内に所在し、以下を満たす事業所が対象です。 ・ 居宅介護支援事業所、またはケアプランデータ連携標準仕様で情報連携を行う居宅サービス事業所 ・ ケアプランデータ連携システムの導入予定がある ・ 暴力団関係でない ・ 市税の申告・納付に問題がない ・ 必要な事業年度分の市税申告が行われ、市税の滞納がないこと
2	対象事業者	訪問介護事業所や通所介護事業所も対象になるか。	ケアプランデータ連携標準仕様に基づく情報連携を行う場合は対象になります。
3	対象事業者	ケアプランデータ連携システムの「導入を予定していること」とは何ですか。	本補助金における「導入を予定していること」とは、交付申請時点においてケアプランデータ連携システムを導入済みではなく、今後導入する予定である事業所を指します。 【例】 ・ 利用申請のみを行い、システムのインストール及び利用環境の設定が完了していない場合→導入済みには該当しないため、導入予定に該当します。 ・ システムのインストール及び利用環境の設定が完了し、利用可能な状態である場合→導入済みに該当するため、導入予定には該当しません。
4	対象事業者	既にケアプランデータ連携システムを導入している事業所は対象となるか。	対象となりません。 ただし、利用申請のみを行い、システムのインストール及び利用環境の設定が完了していない場合は、導入済みには該当しません。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
5	対象事業者	老健等や介護保険施設に併設されている訪問介護や通所介護などの居宅サービスについては対象になるか。	はい。対象となります。 これらの施設に併設されている訪問介護や通所介護などの居宅サービスについては対象です。 ケアプランデータ連携システムの対象外となるのは、老健や介護保険施設が提供する施設サービスです。
6	対象事業者	法人で複数の事業所を運営している場合、事業所ごとに申請できるか。	できます。 補助金は1事業所につき1回まで交付します。 要件を満たす事業所ごとに申請してください。
7	補助対象経費	どのような費用が補助対象になるか。	・ケアプランデータ連携システムの利用に供するパソコン、タブレット端末の機器購入費及びWi-Fiルーター等の付帯機器購入費が対象です。 (介護ソフトなど別の用途としても使用は可) 専用機としての厳格な用途制限ありません。
8	補助対象経費	プリンターは対象となるか。	対象外です。 本補助金はケアプランデータ連携システムの利用に必要なパソコン等の機器及び付帯機器を対象としており、プリンター・複合機等は対象外です。
9	補助対象経費	既存パソコンの買い替えは対象になるか。	はい。ケアプランデータ連携システムの利用に必要なパソコンを購入する場合、買い替えであっても補助対象となります。 ただし、補助対象となるのは、新たにケアプランデータ連携システムを導入する事業所に限ります。 なお、「新たに導入する事業所」とは、利用申請のみを行っており、システムのインストールおよび利用環境の設定が完了していない事業所を含みます。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
10	補助対象経費	中古パソコンは対象となるか。	対象となります。 ただし、次の条件を全て満たす必要があります。 ・ケアプランデータ連携システムを利用するための機器であること ・購入日、購入先、購入金額等が確認できる領収書等を提出できること ・正常に動作する機器であること
11	補助対象経費	交付決定前に購入した機器は対象となるか。	対象外です。 補助対象となるのは、交付決定後に契約及び支出を行った経費のみです。
12	補助対象経費	他の補助金を受けた機器は対象になるか。	対象外です。 国、東京都、八王子市その他の自治体等から同一経費について補助を受けている場合は補助対象外です。
13	補助対象経費	ソフトウェアの利用料は対象となるか。	対象外です。 (例：月額利用料、ライセンス更新料)
14	補助対象経費	設置費用や工事費は対象になるか。	Wi-Fiルーター等の付帯機器購入費は対象です。 LAN配線工事費、機器設置費、設定作業費等の工事費・役務費は補助対象外です。
15	補助額	補助金はいくらもらえるか。	1事業所あたり上限10万円です。
16	補助額	複数回申請できるか。	できません。 1事業所1回限りです。 追加交付はできませんので、事業所ごとに経費をまとめた上で、交付申請をしてください。
17	補助額	購入金額が10万円未満の場合はどうなるか。	実際に支払った補助対象経費の額を上限として交付します。 例えば補助対象経費が8万円の場合、補助額は8万円となります。
18	補助額	1,000円未満の端数はどうなるか。	補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
19	申請・手続き	申請期間はいつまでか。	交付申請は、令和8年7月1日（水）～令和8年12月27日（日）の間に行う必要があります。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金Q&A

No.	項目	質問	回答
20	申請・手続き	申請前に機器を購入してもよいか。	できません。 交付決定後に契約および支出したもののみの対象です。
21	申請・手続き	予算がなくなった場合はどうなるか。	期間内であっても受付が終了する場合があります。
22	申請・手続き	交付申請にはどの様式を提出すればよいか。	・第1号様式「補助金交付申請書」 ・第2号様式「補助金導入計画書」 ・その他市が指定する関係書類
23	申請・手続き	補助金は先に受け取れるか。	受け取れません。 本補助金は事業完了後の精算払いです。 実績報告、交付額確定及び請求書提出後に支払います。
24	実績報告	実績報告の期限はいつまでか。	令和9年1月31日までです。
25	実績報告	実績報告時にどの様式を提出すればよいか。	・第5号様式「補助金実績報告書」 ・別紙1「補助金実績額内訳書」 ・実績額内訳書に記載された補助対象が支払済であることを証する書類の写し ・必要書類（領収書等） ・導入した機器等の写真 ・ケアプランデータ連携システムを導入したことが確認できる画面の写し ・ケアプランデータ連携システムを導入したと確認できる書類
26	実績報告	補助金の支払いはいつ頃か。	実績報告後、交付額が確定し、その後請求書提出により支払われます。
27	利用要件	機器を購入すれば申請だけでよいか。	いいえ。 実際にケアプランデータ連携システムを導入する必要があります。
28	利用要件	購入した機器を他用途に使えるか。	導入した機器は、本補助金の目的に沿ってケアプランデータ連携システムの利用に供してください。なお、補助対象財産については要綱に基づき適切に管理する必要があります。
29	利用要件	システム利用申請だけを行えば補助対象になるか。	なりません。システムのインストール及び利用環境設定が完了し、利用可能な状態であることが必要です。

八王子市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金Q & A

No.	項目	質問	回答
30	税関連	消費税の報告は必要か。	必要です。 様式 9 号様式「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出してください。 遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに報告してください。
31	税関連	仕入控除税額が発生した場合は。	その分は市へ返還する必要があります。
32	取消・返還	どんな場合に返還が必要になるか。	以下の場合です。 ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合 ・要綱又は交付条件に違反した場合 ・補助対象事業以外に補助金を使用した場合 ・その他、市長が不適当と認めた場合
33	実績報告	導入後にケアプランデータ連携システムを利用しなかった場合はどうなるか。	補助要件を満たさない場合は、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があります。
34	財産管理	購入した機器はどのくらい書類保存が必要ですか。	補助事業に係る関係書類は、当該会計年度終了後 5 年間保存してください。